

保護者 様

笠間市教育委員会 教育長 今泉 寛

児童生徒又は教職員の新型コロナウイルス感染が判明した場合や濃厚接触者と判断された場合の対応について（お知らせ）

臨時休校や分散登校など、新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、保護者の皆さまには、ご理解とご協力をいただき、心から御礼申し上げます。

さて、通常日課での学校再開にあたり、市教育委員会では、「新 学校生活ガイドライン」を作成し、感染防止の対策に取り組んでいるところですが、万が一、児童生徒または教職員が感染したり、濃厚接触者となったりすることも想定されます。そこで、そのような場合は、県の学校再開ガイドラインに沿って、下記のように対応いたしますので、お知らせいたします。

今後も気を緩めず、新しい生活様式を実践しながら、充実した学校生活を送れるよう取り組んでまいりますので、ご協力の程よろしくお願いいたします。

記

1 感染者が出た場合について

- 完治（PCR 検査において2回陰性）するまで児童生徒は出席停止、教職員は療養休暇となります。
- 市教育委員会は、濃厚接触者が保健所により特定されるまでの間、学校の全部または一部（学級・学年）の臨時休業を実施します。その後、保健所や学校医と相談して感染者の学校内での活動状況や地域の感染状況を踏まえ、改めて、学校の全部または一部（学級・学年）の臨時休業の措置を検討します。
- 保健所の指示に従い、校内の消毒を実施します。臨時休業が、学校の一部（学級・学年）であっても、消毒のために、学校の全部を臨時休業にする日を設定することがあります。

2 濃厚接触者が出た場合について

保健所の調査により濃厚接触者に該当すると判断された場合は、以下の対応となります。

- 感染者と濃厚接触があった日から児童生徒は14日間の出席停止、教職員は特別休暇となります。
- ※ PCR 検査の結果が陰性と判明しても期間は短縮しない。
- ※ 濃厚接触者：患者が発病した日の2日前から接触した者のうち次に該当する者
 - ・感染が疑われる者と同居あるいは長時間の接触があった者
 - ・対面で会話することが可能な距離（目安として1m以内で15分）で感染予防なしで患者と接触があった者（患者の症状やマスクの使用有無等から総合的に判断）

3 臨時休業となった場合の対応について

- 児童生徒は、臨時休業期間中は自宅で過ごし、外出は控えるようにしてください。
- 授業日（平日）の日中は、家庭学習を進めるようにお願いします。家庭学習は、学校から出される課題やいばらきオンラインスタディ等に計画的に取り組むようお願いします。
- 臨時休業の連絡を緊急メールで行うことがあります。なお、緊急メールにご登録していないご家庭には、電話等でご連絡いたします。
- 新型コロナウイルス感染症への感染者や濃厚接触者に対して、いじめや偏見、差別等が生じないように十分に配慮いたします。

4 その他

- 市教育委員会作成の「新 学校生活ガイドライン」は、笠間市教育委員会ホームページから確認することができますので、ご参考にしてください。